

冬の交通確保・除排雪 作業にご協力ください

冬将軍がやって来る!

間もなく雪の季節がやって来ます。宅内や周辺の除雪作業をするときは、除雪による被害や事故を防ぐため、ルールを守り安全に行ってください。

また「私たちの地域は私たちが守る」という意識を持ち、道路除雪によって残った雪の処理など、まちぐるみの除排雪にご協力をお願いします。

積雪15cm程度で午前0時に出勤

除雪作業は、基本的に交通量の少ない夜間や早朝に行いますが、早朝に降り積もった場合には除雪終了時間が遅くなる場合があります。このため出勤・通学時間に間に合わない場合もありますので、雪の日には時間に余裕を持って行動するようにお願いします。

除雪を行わない道路もあります

町内や集落内の狭い道路は除雪車による除雪が困難です。次



の道路は除雪を行いませんので、地域ぐるみで一致協力して除雪をしてください。

- ・幅が二・七メートル未満の道路
- ・除雪した雪を脇に置くことができない狭い道路
- ・住宅が連続していない道路
- ・除雪によって被害が予測される道路など

消雪パイプの運転休止時間帯

次の時間帯は、消雪パイプの運転を休止します。運転休止時間の後、多少シャーベット状の雪が残ることがありますが、ご協力ください。

- ・休止時間帯：午後一時～三時と午後四時～五時

市内の四カ所に雪捨て場所を設置

雪が多くなると捨て場所に困りますが、その場しのぎに側溝や排水路などに捨てることはや

冬はこんなことにも気をつけて!

- 火の元の確認
雪で道幅が狭くなると、消火活動が困難になります。
- 屋根からの転落や屋根雪のなだれ
屋根雪なだれの防止に、「なだれ止め」を取り付けることをお勧めします。
- 雪おろし
電線や電話線を切断しないように、またガスメーターやガス露出管に注意しましょう。
- ビニールハウスなどの倒壊防止
巡回や除雪などの事前対策を立てましょう。
- 沿道の樹木の管理
交通事故につながらないように、早めに枝切りなどを行いましょう。
- ごみ
ごみステーションの周りは利用者で除雪し、冬期間はなるべくごみを出さないように心掛けましょう。

問い合わせ
都市整備課水道路係
(内線582・583)へ。

めてください。雪で水がせき止められてあふれるなど、思わぬ災害を引き起こしますので、次の雪捨て場を利用してください(立て札で表示してあります)。

- ・東部運動広場(国道四六〇号東ハイパスわき)
- ・川口(川口バス停前能代川左岸)
- ・新町三丁目(下興野橋上流能代川左岸)
- ・大関(鳥崎大橋上流能代川右岸)

害物を置かない
路上駐車によって除雪車が通り抜けできず、除雪をしない場合があります。周りの迷惑にならないよう注意してください。

- ・屋根や敷地内の雪を道路に捨てない
- ・交通事故にもつながります。やむを得ず道路上に仮置きするときは、市または土木事務所に連絡のうえ、速やかに取り除いてください。

水道管の冬支度は万全ですか?

外気の温度がマイナス三〜四度以下の日が数日続くと、水道管の凍結が起りやすくなります。凍結破裂すると、水道料金が掛かるだけでなく、修繕費用がかかります。次のことに注意して水道管を守ってください。

凍結破裂を防ぐため水道管を温かく

- ・凍結を防ぐには、水道管の保温が大切です。各家庭で次のような工夫をしてください。
- ・屋外に出ている水道管は、古い毛布などを巻き、厚手のビニールなどで覆いをする凍結しにくくなります。このほか水道管に電熱線を取り付けて暖める方法や、強度の高い金属管に取り替えて、発泡スチロールを巻いて保温する方法などがあります。
- ・屋外の蛇口は、不凍水栓柱に替えることより効果的です。

不凍バルブなどで水抜きを

水道管の水を抜くことも有効

工事・修繕は指定工事業者へ

凍結防止工事・不凍バルブの設置・凍結破裂時の修繕は、新津市指定工事業者に直接依頼してください(指定工事業者は新津市ホームページ「くらしのガイド」などに掲載しています)。

問い合わせ 水道局施設課
(☎22-2090)へ。

来年1月から し尿のくみ取り制度が変わります し尿などを下水道の施設で処理します

広報11月1日号でお知らせしたとおり、来年の1月からし尿のくみ取り制度が変わります。主な変更点は次の三つです。

- ①原則として月1回の定期的なくみ取りになります。
- ②くみ取り料金は業者に払わず、市へ納入することになります。
- ③くみ取り料金が改定され、18%につき120円になります。

詳しくは11月1日号8頁をご覧ください。



工事が進む「し尿等下水道投入施設」



新しい投入施設が運転開始へ

市では、老朽化した環境センター(し尿処理場)に代わり、し尿と浄化槽汚泥を下水道に投入する施設を県と共同で建設しています。県が管理する新津浄化センター(下水処理場)の敷地内に作られるこの施設は、地上1階、地下1階の鉄筋コンクリート造りで、し尿等を水で薄めてポンプで下水処理施設へ送ります。し尿等は浄化センターで下水と一緒に処理されます。

新しい投入施設は、来年の1月から運転を開始する予定です。

問い合わせ 下水道課維持管理係(内線533)へ。

くみ取り世帯は手続きを

し尿くみ取り世帯に関係書類などを郵送しましたので、その中の「し尿処理依頼書」を忘れずに返送してください。また、便利な口座振替もできますので、希望する人は、同封の「口座振替依頼書」により銀行等金融機関で手続きをお願いします。

なお、くみ取り便所を使っていてこれらの書類がまだ届いていない場合は、市民生活課へご連絡ください。

問い合わせ
市民生活課環境衛生係(内線231)へ。